

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会
指 定 (介 護 予 防) 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業
グ ル ー プ ホ ー ム 清 華 苑

運 営 規 程

	目 次	頁
第 1 条	事業の目的	1
第 2 条	運営の方針	1
第 3 条	事業所の名称等	1
第 4 条	職員の職種、員数	1
第 5 条	職員の職務内容	2
第 6 条	利用定員	2
第 7 条	定員の遵守	2
第 8 条	設備に関する基準	2
第 9 条	受給資格等の確認	3
第 10 条	入退居にあたっての留意事項	3
第 11 条	入退居の記録の記載	3
第 12 条	利用者に関する保険者への通知	3
第 13 条	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	4
第 14 条	調査への協力	4
第 15 条	認知症対応型共同生活介護計画の作成	4
第 16 条	介護の内容等	5
第 17 条	相談及び援助	5
第 18 条	社会生活上の便宜の提供等	5
第 19 条	管理者による管理	5
第 20 条	介護計画作成担当者による計画作成	5
第 21 条	勤務体制の確保等	5
第 22 条	利用料その他費用の額等	5
第 23 条	利用料に含まれない費用	6
第 24 条	利用資格の確認	6
第 25 条	保証人の設定	6
第 26 条	日課の励行	6
第 27 条	外出及び外泊	6
第 28 条	健康保持	6
第 29 条	衛生保持	7
第 30 条	禁止行為	7
第 31 条	退居の勧告	7

第 32 条	非常災害対策	 7
第 33 条	揭示	 7
第 34 条	秘密保持等	 7
第 35 条	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	 8
第 36 条	内容及び手続きの説明及び同意	 8
第 37 条	提供拒否の禁止	 8
第 38 条	要介護認定等の申請に係る援助	 8
第 39 条	保険給付の請求のための証明書の交付	 8
第 40 条	広告	 8
第 41 条	苦情処理	 9
第 42 条	事故発生時の対応	 9
第 43 条	会計の区分	 9
第 44 条	記録の整備	 9
第 45 条	緊急時等の対応	 9
第 46 条	管理者の責務	 9
第 47 条	衛生管理等	 10
第 48 条	地域等との連携	 10
第 49 条	虐待防止に関する事項	 10
第 50 条	身体的拘束等に関する事項	 10
第 51 条	その他	 10
附 則		 10

社 会 福 祉 法 人 三 幸 福 社 会
指 定 (介 護 予 防) 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 事 業
グ ル ー プ ホ ー ム 清 華 苑

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三幸福社会が開設する(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業「グループホーム清華苑」(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要介護状態にある高齢者に対して適正な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 社会福祉法人三幸福社会が当事業を行うに当たっての運営方針は、次の通りとする。

- (1) 利用者同士が互いに助け合いながら、炊事、洗濯、掃除、買い物をできる限り共同で行えるよう援助していく、そして「ごく当たり前の日常生活」を呼び戻せるようにチャレンジする。
- (2) 利用者一人ひとりの足跡をたどり、個別援助計画の作成とその計画に沿った介護サービスや機能訓練を行うことによって、入居者がそれぞれの能力に応じた「自立した生活」ができるように努める。
- (3) 屋上庭園で家庭菜園や草花栽培を行っていただくことで、「アメニティー」を高め、利用者の精神的安定をはかる。
- (4) 家族や地域ボランティアとの交流に力を注ぎ、風通しのよい状況下で、忘れかけていた「地域との一体感がもてる生活」の実現に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名 称 グループホーム 清華苑

所在地 兵庫県明石市大久保町江井島1648-5

(職員の職種、員数)

第4条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は次の通りとする。

(1) 住居Ⅰ

- ①管理者：1名(住居Ⅱと兼務あり)
- ②計画作成担当者：1名(住居Ⅱと兼務あり)
- ③介護従事者：指定基準で定められた人員以上(住居Ⅱと兼務あり)
- ④夜間及び深夜介護従事者(夜間及び深夜の時間帯に1名)

(2) 住居Ⅱ

- ①管理者：1名（住居Ⅰと兼務あり）
- ②計画作成担当者：1名（住居Ⅰと兼務あり）
- ③介護従事者：指定基準で定められた人員以上（住居Ⅰと兼務あり）
- ④夜間及び深夜介護従事者（夜間及び深夜の時間帯に1名）

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行うとともに、各居宅介護支援事業者との連携や苦情処理などの業務にあたる。
- (2) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- (3) 介護従事者は、運営基準に従って入居者の介護を行う。
- (4) 夜間及び深夜介護従事者は、夜間及び深夜の時間帯の入居者の介護を行う。

(利用定員)

第6条 事業所の定員は、18人とする。（1ユニット9人を2ユニット）

(定員の遵守)

第7条 災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(設備に関する基準)

第8条 事業所は2つの共同生活住居を有する。

2 事業所の居室及び定員を以下に定める。

(1) 住居①	1号室	1人
	2号室	1人
	3号室	1人
	4号室	1人
	5号室	1人
	6号室	1人
	7号室	1人
	8号室	1人
	9号室	1人
(2) 住居②	1号室	1人
	2号室	1人
	3号室	1人
	4号室	1人
	5号室	1人
	6号室	1人

7号室	1人
8号室	1人
9号室	1人

(受給資格等の確認)

第9条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証の認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要支援2または要介護者であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

- 2 利用申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症症状を有する者であることの確認を行う。
- 3 利用申込者が入院治療を要する者であること等利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 5 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が他の指定居宅介護サービス等を利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入退所の記録の記載)

第11条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(利用者に関する保険者への通知)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第13条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の状況の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行わなければならない。
- 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われるよう努める。
 - 3 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、第15第一項に規定する認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 共同生活住居における介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 5 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 6 事業者は、自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

(調査への協力)

- 第14条 事業者は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第15条 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者、利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。
 - 6 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(介護の内容等)

- 第16条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活に充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
- 2 適切な方法により利用者の希望に基づいて利用者の入浴の援助を行い、または清拭する。
 - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
 - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
 - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
 - 6 日勤帯においてはユニットごとに常時1人以上の常勤介護従事者を配置する。
 - 7 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
 - 8 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

(相談及び援助)

- 第17条 利用者またはその家族に対して、その求めに応じて適切に応じるとともに、必要な助言その他の情報提供を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第18条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。
- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
 - 3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(管理者による管理)

- 第19条 事業所の管理者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。

(介護計画作成担当者による計画作成)

- 第20条 事業所の介護計画作成担当者は、同時に介護保険施設、居宅サービス事業、病院、診療所又は社会福祉施設に勤務する者であってはならない。

(勤務体制の確保等)

- 第21条 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。
- 2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

(利用料その他費用の額等)

- 第22条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じないようにし、徴収する。
- 3 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。
 - （１）食材料費 実費とする。ただし、当該利用者がその提供に従事できない場合には別途、食事の提供費用を算定する場合もある。
 - （２）家賃 事業所が契約する家賃契約に基づき、居室ごとに算定する。
 - （３）水道光熱費 燃料費の市場価格の変動や使用量の季節変動等により実費請求は困難であるため、前年度実績に基づき推定利用者数で除した額を算定する。
 - （４）共益費 保守点検費等入居者の共同の利益のために支出する費用を算定する。
 - （５）おむつ代等 当該利用者に係る実費とする。
 - （６）前五号に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 上記利用料に関しての具体的な額は、その月の前月に「利用料金表」を掲示する。

（利用料に含まれない費用）

第 2 3 条 前条に規定される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

（入居資格の確認）

第 2 4 条 利用者は利用申込に際して、被保険者証を掲示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

（保証人の設定）

第 2 5 条 利用者は入居に際して、事業所が用意する利用申込書、サービス提供契約書に署名捺印して提出するとともに、適切な保証人を立てて報告しなければならない。

（日課の励行）

第 2 6 条 利用者は常勤介護従事者の作成した認知症対応型共同生活介護計画に基づいた日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

第27条 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第28条 利用者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第29条 利用者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力する。

(禁止行為)

第30条 利用者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - (6) 同時に入居している他の利用者に関する秘密を漏らすこと。
- 2 上記各号に規定する事項は、利用者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第31条 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業者は利用者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。

- 2 サービス提供契約書および認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 利用者が当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対応策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第32条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、非難に関する計画を作成する。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は非難、救出その他必要な訓練等を行う。

(掲 示)

第33条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

- 第34条 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
 - 3 指定居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第35条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第36条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

- 第37条 事業者は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(要介護認定等の申請に係る援助)

- 第38条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 指居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第39条 法定代理受領サービスの該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供して指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(広 告)

- 第40条 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものを広告しない。

(苦情処理)

- 第41条 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずる。
- 2 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 3 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保健法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う介護保険法第一百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

- 第42条 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

- 第43条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

- 第44条 事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 利用者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(緊急時等の対応)

- 第45条 介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(管理者の責務)

- 第46条 管理者は、従業者の管理及び指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(衛生管理等)

第47条 利用者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理を努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

2 共同生活住居において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講ずる。

(地域等との連携)

第48条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第49条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第50条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他)

第51条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人三幸福社会の理事会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年 5月15日より施行する。

この規定は、平成24年4月1日より第4条および第5条の一部を変更して施行する。

この規程は、令和5年1月1日より第4条を変更し、第49条および第50条を追加して施行する。